

孝徳朝の儀礼と宮室-都城と儀礼(IV)-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鍋田, 一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10469

《個人研究》

孝徳朝の儀礼と宮室
—— 都城と儀礼 (IV) ——

鍋田 一☆

“KYO” and “LI” (IV)

Hajime Nabeta

1. 孝徳朝の儀礼

(即位礼)

皇極4(645)年6月、乙巳の変によって蘇我入鹿が誅されると、皇極天皇はにわかにながら位を皇弟軽皇子に譲った。『日本書記』は、変の実行された戊申(12日)の翌々日に軽皇子が即位したことを次のように記している。すなわち、孝徳紀・即位前紀に

由是、軽皇子不得固辞升壇即位、于時、大伴長徳^{字馬}_嗣、連帯金鞞立於壇右、犬上建部君帯金鞞立於壇左、百官臣連、国造、伴造百八十部羅列匝拜、
として、軽皇子が壇に升って即位した状景を記している。

『日本書記』は孝徳天皇のほか、雄略・清寧・武烈および天武の各天皇が、それぞれ壇を設けて即位したことを伝えており⁽¹⁾、即位儀礼として壇場を設け、壇に登って即位する形式は雄略朝に溯る可能性のあることが知られる。またいずれの場合も、壇場を築き即位儀礼をおこなったその地点に、宮室を新造したことを記している。

これらの事例に比較すると、孝徳天皇の場合は、壇を設けた場所の記載がない。乙巳の変の直後という緊急の事態であったせい、壇を設ける地点を選定する余裕はなく、飛鳥板蓋宮内かあるいは飛鳥寺の西の広場などを便宜利用したことが推測されるので、異例として壇を設けた場所を記さなかったとも考えられるが、理由は不明と云わざるをえない。次に、金鞞を帯した大伴氏が壇の右に、同装の(犬上)建部氏が壇の左に立ったと記するのはきわめて具体的であるが、軍事・警衛を職掌とし朝儀に奉仕した両氏の存在を考慮するならば、事実を反映している可能性が認められよう。さらには、百官と臣連国造伴造百八十部とを合わせた連稱はほかに用例のみられない表現であるが、とくに深い意

☆本学法学部教授

図はないように思われる。

以上のように、孝徳紀における即位儀礼の記載は、不備と不整が認められるにせよ、雄略朝以来と伝えられている即位儀礼をやや具体的に記したものと考えることは可能であろう⁽²⁾。

(賀正礼)

孝徳紀・大化2(646)年正月申子朔条に

賀正礼畢，即宣改新之日……，

同・大化4(648)年正月壬午朔条に

賀正焉，是夕，天皇幸于難波碕宮，

同・大化5(649)年正月丙午朔条に

賀正焉，

同・白雉元(650)年正月辛丑朔条に

車駕幸味經觀賀正礼，味經，此云阿賦賦。是日車駕還宮，

同・白雉3(652)年正月己未朔条に

元日礼訖，車駕幸大郡宮，

とあるように、孝徳紀には賀正礼の記事が頻出する。賀正礼は大化2年より実施されたように伝えているが、大化2年の例はしばらく措くとしても、孝徳朝に賀正礼が励行されたことは事実であろう。すでに推古朝において、元日の儀が他と異なる扱いであったことは、推古11(603)年に行なわれた冠位十二階の制に「唯元日著髻華」とあることによって知られるが⁽³⁾、賀正礼(元正朝賀儀)はその延長の上に、大王(天皇)の権威の明確化と諸豪族の官人化を促進する儀礼として定着したと考えられる。

なお、白雉元年2月戊寅条には、穴戸国より白雉が献上されたことが記され、同月甲申条には、白雉を載せた輿を宮内に運び入れた次第を記しているが、その中に

朝廷隊仗如元会儀，

という表現がみられる。修辞の疑いは残るが、賀正礼に関する記載の一例とみなすことは可能と思われる。

(射礼)

孝徳紀・大化3(647)年正月壬寅(15日)条には

射於朝庭，

とあって、射礼(大射)の行なわれたことを記している。射礼(大射)は、『養老令』雜令の大射者条に

凡大射者，正月中旬，親王以下，初位以上，皆射之，其儀式及祿，従別式，

とあるように、正月中旬に行なわれる儀礼であるが、『日本書記』にはこの記事を初出として、天智9(670)年、天武4～10(675～681)年・13(684)年、持統8～10(694～696)年の正月条に射の記事

を載せている⁽⁴⁾。実施の日は一定していないが大凡は中旬に集中している。天武紀に記事が頻出することより推して、朝廷行事として定着するのは天武朝においてであろうが、賀正礼とともに射礼を採用して、国家の威儀を整えようと図ったものと考えられる。

(朝参・朝礼)

『日本書紀』は、大化3年(645)是歳条になお二つの注目すべき記事を載せている。その一つは朝参の方式に関するもので

是歳、天皇处小郡宮而定礼法、其制曰、凡有位者、要於寅時、南門之外左右羅列、候日初出、就庭再拜、乃侍于序、若晚参者、不得入侍、臨於午時聽鍾而罷、其擊鍾吏者垂赤巾於前、其鍾台起於中庭、

と、小郡宮において礼法が定められ、そのうちの朝参の方式が具体的に記されている。朝参をとくに記しているのは、官僚制的な政治秩序の確立のために、朝参の励行ひいては朝参の制度化が意識されていたためであろう。朝参が課題となるのは推古朝以降らしく、「憲法十七条」の第八条には

群卿百寮、早朝晏退、公事靡盬、終日難尽、是以遲朝不逮于急、早退必事不尽、

として、具体的に朝参の励行を指示しており⁽⁵⁾、また、紀・舒明8(636)年7月乙丑朔条には

大派王謂豊浦大臣曰、群卿百寮朝参已懈、自今以後、卯始朝之、巳後退之、因以鍾為節、然大臣不從、

とあって、舒明朝においても朝参の励行が求められているが、豊浦大臣が従わなかったと伝えるように、励行は困難であったらしい。乙巳の変後、新秩序の定立をめざす孝徳朝において、その具体化の一つとして朝参があったのであろう。

朝参と深く結びつき、また対外関係とも深いかわりをもつ朝礼の整備は孝徳朝の大きな関心事であった。朝礼は既に推古朝において問題となり、改定の行なわれたことが『日本書紀』の記載によって知られる。紀・推古12(604)年9月条には

改朝礼、因以詔之曰、凡出入宮門、以両手押地、両脚跪之、越楯則立行、

とあって、宮門を出入りする際には、両手両脚を地につけて這い進む匍匐礼をとり、朝庭内では立ったまま進む立礼をとることが定められたと記している。新川登亀男氏は、匍匐礼を日本固有の礼とされ、朝庭での立礼を新たに採用された中国礼されている⁽⁶⁾。朝庭で立礼が行なわれたことは、推古16(608)年に到来した隋使および推古18(610)年に到来した新羅・任那使の使旨奏上の儀礼(拜朝の儀)の記事からもうかがうことができる⁽⁷⁾。ただし、新羅・任那使の例では跪伏礼も行なわれており、新川氏は、跪伏礼は本来的には中国に由来し、朝鮮半島でもよく行なわれた礼とされている⁽⁸⁾。しかし、国際性(共通性)を要求する外交儀礼の場合は特別として、通常の朝庭の礼においては中国的な立礼に改めることはきわめて困難であったと思われる。

孝徳朝における礼法の改定には匍匐礼や跪伏礼にかえて中国的な立礼を採用することが図られていた。紀・天武11(682)年9月壬辰条には

勅、自今以後跪礼、匍匐礼並止之、更用難波朝廷之立礼、
とあって、天武朝において跪伏礼と匍匐礼とをやめて、立礼を用いることを命じたことが記されているが、この記事はまた、孝徳朝において立礼の採用を図ったにもかかわらず、容易に改められなかったことを物語っている。

なお、同様の経過を辿った所作として再拜を加えることができよう。再拜は朝参の法の中に「就庭再拜」とみえているが、中国や新羅などで行なわれていた一般的な拜礼方式で、日本の在来の方式とは異なっていたと考えられる。先にふれた推古16年到来の隋使は使旨奏上の際に「両度再拜」を行なっているが、それは隋使が日本側の要請に従ったためと思われる⁹⁾。(ちなみに、推古18年到来の新羅・任那使は使旨奏上の際、再拜の方式をとっている。)この両度再拜あるいは両段再拜と呼ばれる旧来の方式(四拜)をやめて再拜に改めたのであろう。紀・白雉元(650)年2月甲申条には、穴戸国より献上された白雉を天皇の観覧に供したことが記されているが(当該記事は後出)、その中に、「皇太子退而再拜」あるいは「(巨勢大臣)奉賀訖再拜」という表現がみられ、再拜が行なわれていたことがうかがわれる。しかし、再拜に改め難かったことは『日本後記』・延暦18(798)年正月丙午朔条に

皇帝御大極殿受朝、文武官九品以上蕃客等各陪位、減四拜為再拜、不拍手、以有渤海国使也、
とあるように、渤海使が参列しているため、四拜と拍手にかえて再拜のみを行なったと記していることから推測できる。

(冠位の改定)

紀・大化3年是歳条の注目すべき他の一つの記事は冠位の改定に関するもので

是歳、制七色一十三階之冠、一曰、大織、有大小二階、以織為之、以繡裁冠之縁、服色並深紫、二曰、繡冠、有大小二階、以繡為之、其冠之縁、服色並同織冠、三曰、紫冠、有大小二階、以紫為之、以織裁冠之縁、服色用浅紫、四曰、錦冠、有大小二階、其大錦冠以大伯仙錦為之、以織裁冠之縁、其小錦冠以小伯仙錦為之、以大伯仙錦裁冠之縁、服色並用直緋、五曰、青冠、以青絹為之、有大小二階、其大青冠以大伯仙錦裁冠之縁、其小青冠以小伯仙錦裁冠之縁、服色並用紺、六曰、黒冠、有大小二階、其大黒冠以車形錦裁冠之縁、其小黒冠以菱形錦裁冠之縁、服色並用緑、七曰、建武、^{初位、又}_{名立身、}以黒絹為之、以紺裁冠之縁、別有鍙冠、以黒絹為之、其冠之背張漆羅以縁与鈿異其高下、形似蟬、小錦冠以上之鈿雜金銀為之、大小青冠之鈿以銀為之、大小黒冠之鈿以銅為之、建武之冠無鈿也、此冠者大会、饗客、四月、七月斎時所着焉、

とあり、さらにその延長として大化5年2月条に

制冠十九階、一曰、大織、二曰、小織、三曰、大繡、四曰、小繡、五曰、大紫、六曰、小紫、七曰、大華上、八曰、大華下、九曰、小華上、十曰、小華下、十一曰、大山上、十二曰、大山下、十三曰、小山上、十四曰、小山下、十五曰、大乙上、十六曰、大乙下、十七曰、小乙上、十八曰、小乙下、十九曰、立身、

とあって、大化3年の七色十三階の冠位を改訂して、上位の六階は旧のままとし、下位の七階につい

ては各階をさらに上下に細分し、最下位の建武を立身に改めたことを記している。

冠位の改定は、冠位の階数の増加あるいは細分化と、冠位の名稱を抽象的徳目から具体的な事物名に変えることに主眼があったと考えられる。階数の増加は、官僚制的身分秩序の形式の進捗度に対応させるための方策として理解されるが、冠名を大きく変換させた理由としては、当時の国際関係を律していた中国的礼が具体的・視覚的要素を重視する事実に触発されたことが予想される。武田佐知子氏は冠名の改定を、「自国の礼教秩序・官僚制的秩序の、他民族に対する優越性の主張が、その秩序を視覚的に表現する事物そのものを呈示するという即物的な方法で行われようとしたためであろう」とされている⁽¹⁰⁾。

視覚的効果が期待された冠は、大会・饗客・四月と七月の齋に着用すべきことが規定されている。大会は即位、賀正の儀などをさし、四月・七月の齋は四月八日の灌仏会と七月十五日の盂蘭盆会をさしているが⁽¹¹⁾、仏事が考慮されていることは興味深い。

(挙哀)

紀・大化5年3月辛酉条に

阿倍大臣薨、天皇幸朱雀門挙哀而慟、皇祖母尊、皇太子等、及諸公卿、悉隨哀哭、とあって、阿倍内麻呂が薨じた際、天皇が皇太子等とともに朱雀門において挙哀を行なったことを記している。前期難波宮以前の宮室に宮城の制が整っていたかは疑わしく、朱雀門は修辭と思われるが、挙哀の儀そのものは、中国的儀礼の採用に積極的であった孝徳朝の状況を考慮すると、事実として認めてよいであろう。『日本書記』は、欽明天皇の喪に際して新羅使が發哀したことを伝えるほか、斉明・天智・天武・持統の各紀に挙哀の行なわれたことを記しており⁽¹²⁾、挙哀の儀礼は孝徳朝ごろから次第に行なわれるようになったものと思われる。

孝徳朝において積極的に企図とされたものは、斉整たる朝礼・朝参の実現であり、ひろくは中国に創出された諸儀礼を可能な域において採用することであった。

2. 孝徳朝の宮室

孝徳天皇は飛鳥の地を離れ難波に遷居することを図ったが、新宮の造営はやや不自然と感ぜられるほど遅れ、その間、難波に存在した公的な諸施設を改めて臨時の宮室としたことを『日本書記』は伝えている。すなわち、孝徳紀の大化元年12月癸卯条に

天皇遷都長柄豊碕、老人等相謂之曰、自春至夏鼠向難波、遷都之兆也、とまず記し、同・大化2年正月条に

是月、天皇御子代離宮、………或本云、壞難波狹屋部邑子代屯倉、而起行宮、

同・大化2年2月乙卯条に

天皇還自子代離宮，

同・大化2年9月条に

是月，天皇御蝦墓行宮，或本云，離宮，

同・大化3年是歲条に

壤小郡而營宮，天皇处小郡宮而定礼法，

同・大化4年正月壬午朔条に

是夕，天皇幸于難波碕宮，

同・白雉元年正月辛丑朔条に

車駕幸味經宮觀賀正礼，味經，此云是日車駕還宮，阿賦賦，

同・白雉元年2月戊寅条に

穴戸國司草壁連醜經獻白雉曰，……………，是以白雉使放于園，

同・白雉元年2月甲申条に

朝庭隊仗如元会儀，左右大臣，百官人等，為四列於紫門外，以粟田臣飯虫等四人使執雉輿，而在前去，左右大臣乃率百官及百濟君豐璋，其弟塞城忠勝，高麗待医毛治，新羅侍学士等而至中庭，使三国公麻呂，猪名公高見，三輪君甕穗，紀臣乎麻呂岐太四人代執雉輿而進殿前，時左右大臣就執輿前頭，伊勢王，三国公麻呂，倉臣小屎，執輿後頭置於御座之前，天皇即召皇太子共執而觀，皇太子退而再拜，使巨勢大臣奉賀曰，公卿百官人等奉賀，陛下以清平之德治天下之故，爰有白雉，自西方出，乃是陛下及至千秋万歲，淨治四方大八嶋，公卿百官及諸百姓等，冀罄忠誠勤將事，奉賀訖再拜，……………；

同・白雉元年10月条に

為入宮地所壤丘墓及被遷人者，賜物各有差，即遣將作大匠荒井田直比羅夫立宮界標，

同・白雉2（652）年12月晦条に

於味經宮請二千一百余僧尼，使讀一切經，是夕，燃二千七百余燈於朝庭內，使讀安宅土側等經，於是，天皇從於大郡遷居新宮，号曰難波長柄豐碕宮，

同・白雉3年正月己未朔条に

元日礼訖，車駕幸大郡宮，

同・白雉3年3月丙寅条に

車駕還宮，

同・白雉3年4月壬寅条に

請沙門惠隱於内裏使講無量寿經，

同・白雉3年9月条に

造宮已訖，其宮殿之狀不可殫論，

とあって、難波長柄豊碕宮に遷るまでの諸宮の名を掲げているが、それとともに、新宮の造営が白雉元年10月に始まり、白雉3年9月に完了したように記している。

新宮を含めて上記の諸宮は、大阪海岸低地と河内低地の間に、岬状に細長く延びる洪積台地（上町台地）上ないしはその縁辺に所在したものと推定されるが、現在その地点が確認されているのは難波長柄豊碕宮址に擬せられている難波宮址のみである。

擬難波長柄豊碕宮の宮地は、上町台地北端の最高所を占める大阪市中央区法門坂町の地域で、中軸線をほぼ同じくする前・後二時期の大規模な宮殿遺構（暫定的に難波宮址と稱されている）が発見された箇所が該当するとされている。

奈良時代の後期難波宮遺構に先行する前期難波宮の遺構は、すべての建物が堀立柱形式で、全面に火災に遭った痕が認められる。その罹災の時期は、『日本書紀』の天武紀・朱鳥元年正月乙卯条に

酉時、難波大藏省失火、宮室悉焚、或曰、阿斗連葉家失火之、引及宮室、唯兵庫職不焚焉、と記していることから、朱鳥元年であることは確実とされている。

（前期難波宮の規模と形態）

前期難波宮の建物はすべて堀立柱形式であって、屋根に屋瓦は使用されていない。造営に際しては、1尺=29.2糎という寸法が基準尺であった可能性がきわめて高いとされている。

宮城の中心部は、曲折して南北に延びる複廊で囲まれ、その内部は、桁行7間、梁間2間の巨大な門（内裏南門）によって、南の朝堂院と北の内裏とに分れている。

朝堂院は東西約230米、南北約263米の規模をもち、南面中央に桁行5間、梁間2間の朝堂院南門（中門）を開く。内部には東西7堂ずつ、少くとも14の堂宇を配する構成になっている。しかもこれらの堂宇の間には、規模、形態について差異が認められている。第一堂は桁行5間、梁間3間（但し桁行の柱間は11尺等間、梁間の柱間は9尺等間）、第二堂は桁行7間、梁間3間（桁行の柱間は10尺等間、梁間の柱間は8尺等間）、第三堂以下はすべて桁行12間、梁間2間（桁行の柱間は10尺等間、梁間の柱間は10尺等間）の同一規模に揃えられており、第一堂と第二堂は他に較べて特別の規模であったことが知られる。

内裏は東西約113米、南北約123米の範囲を内部とし、中央に内裏前殿（正殿）と稱せられる桁行9間、梁間5間で四面庇の建物を配する。その北側にやや規模の小さい桁行9間、梁間5間四面庇の内裏後殿が置かれ、前殿と後殿は軒廊によって結ばれている。（前殿と後殿の間には、軒廊を挟んで東西に配した建物と一本の柱扉によって境が設けられ、前殿区と後殿区に一応区画されている。）

前殿の前方東西に桁行16間、梁間2間の長殿（細殿）が対置され、後殿の東西にも桁行8間、梁間4間で四面庇の建物が対置されている。

内裏南門の東西には、一辺約32米の複廊で囲まれた八角殿院が存在する。中央の八角形建物は三重に柱を廻らせており、柱の配置や太さからみて、基壇をもつ楼閣状の建物と推定されている。

以上のように宮城の中心部の構成は、左右対称の整然とした建物の配置を基本としたものであった。内裏・朝堂院地域の西方約280米には、西側を一本柱の塀で区画された高床倉庫4棟以上や「並び倉」が存在し、東方約200米にも2棟の高床倉庫を中心とする掘立柱建物群の存在が確認されている。

内裏後半部の状況が明らかではないので推測の域を脱しないが、最近「難波宮跡」の南約150米の地点で検出された前期難波宮の宮城門（外門＝朱雀門）と複廊とを考慮すると、宮城の南北長は600米を超える規模ではなかったかと推測される。

難波長柄豊碕宮は基本的には、内裏とその前方の広大な朝堂院を中心として、その周辺に配された倉庫群を含む構成の壮大な宮室であったことが知られる⁽¹³⁾。

（前期難波宮の史的位置）

旧稿でふれたように、推古朝の小墾田宮の構成は、宮室の南に門（南門）があり、門を入ると庭がひろがり、庭には庁が置かれている。庭の北には大門（閤門）があり、その奥に天皇が居る大殿がある。というものであった⁽¹⁴⁾。小郡宮の構成も、同宮において定められた朝参の礼法によると、南門があり、門を入ると庭がひろがり、庭には庁が配置されており、庭の奥に天皇の御す建物がある。退庁の刻を知らせる鍾の台は中庭に起てられている。というもので、基本的には小墾田宮の構成と同一であるが、鍾台が起てられた中庭が新たにみえている。

『日本書記』・白雉元年二月条には白雉献上の次第が記されているが、詳細具体的な描写は、潤色を考慮してもなお、難波の某宮の当時の様態を伝えるところがあると思われる。この記載が伝えるところは、朝庭から紫門を入ると中庭があり、その奥に天皇の御座のある殿が存する（某宮は小郡宮である可能性がある。）というもので、中庭の存在は先に小郡宮の構成において指摘したところであるが、庭（朝庭）とはことさら別に中庭と記すのは、三朝のうちの中朝の意を含ませたものとも考えられる。また、紫門はおそらく朝庭と殿のある一郭（中庭）とを画する門で、小墾田宮の大門（閤門）に比せられるから、この宮も基本的には小墾田宮と同一であるといえよう。なお、この宮には園が附属したことを記しているが、その位置は不明であり、文飾とも考えられる。

小墾田宮以降の宮室の構成と前期難波宮の遺構とを対比してみると、その中心部は、南門（中門）があり、門を入ると朝庭がひろがり、庭には東西に庁（朝堂）が配置されている。庭の北に大門（閤門）があり、その中が中庭で、そこに天皇が御す大殿（前殿あるいはそれと軒廊で結ばれている後殿）がある。という構成であるから、小墾田宮以降の宮室が、内裏の前に庭を置き庁を配するという構成と基本においては一致している。しかし、一致は基本的な構成原理においてのみであって、その規模や内部構造に関しては、従来の宮室とは異質の新しい宮室であったことは確実であると考えられる。

（前期難波宮の朝堂院）

小墾田宮や小郡宮の朝庭に、庁（朝堂）が何棟存在し、またどのように配置されていたかは明らかではない。

推古朝以降、官僚制的な身分秩序の形成、分散していた政務機関の統合・整備の進行に対応して、朝政の場として設定された朝堂の数は当然に増加して行ったと考えられるが、孝徳朝における朝礼・朝参・朝政の励行は、原則として官人の全てが参加する朝参・朝政を可能ならしめる程度の、広大な庭と多数の朝堂の配置とを要請するものであった。前期難波宮に実現した朝堂院の形態と巨大さはまさにその要請に応えたものであると云えよう。

十四堂以上を配するプランは、孝徳朝において実施された冠位の改定と相関的であり、複雑化した官僚制的身分秩序を具象的に表現するものとなった。第一堂と第二堂が第三堂以下の朝堂に比して優越する形態をもち、とくに第一堂が特別であることは、当時の政治体制と深いかかわりを有するとともに、礼的秩序の実現に意を注いだ姿勢とも密接な関係のあることが予想される⁽¹⁵⁾。

(前期難波宮の内裏)

前期難波宮の内裏が前殿と後殿とに分たれ、また、前殿の南に東西に対応する長殿を配する構成をもつことに関して岸俊男氏は、中国において太極殿の稱呼は魏の明帝の時に始まるが、後趙・北魏・東魏あるいは東晋・梁・陳など魏晋南北朝の都城においては、太極殿とそれに付属して東堂・西堂あるいは前殿が存したことが知られるのに対し、唐の長安城太極宮の太極殿前にはそのような建物が存したようにはみられないとされ、このような構成は、隋、唐以前の中国の宮城の構造を継承したものと考えられている⁽¹⁶⁾。また、鬼頭清明氏は、中国の太極殿に付属する東西堂等の機能について、東西両堂のその使用例は皇帝の崩御、皇帝および皇后による挙哀がほとんどであって、東西両堂は皇帝の居住空間の一部であったのに対し、太極殿や前殿の使用例は即位、詔の発布、群臣の引見、朝賀、宴、殯等であり、太極殿、太極前殿は即位・朝賀等の公的儀礼の中心的殿堂であったと考えられるとされ、両者は一見対称的であるが、太極殿を中心とする一部はむしろ皇帝の居住空間の一部でかつ公的儀礼の中心という二つの要素を統一した場とみるべきであるとされている⁽¹⁷⁾。

前期難波宮の内裏の構成は、岸氏の所説のように魏晋南北朝の宮城における殿堂構成の系譜をひくものであろう。内裏の機能に関しては、鬼頭氏の所説が大いに参考となるが、それに対比される直接史料は皆無に等しく、したがってその機能は推測の域にとどまらざるをえない。

『日本書記』・白雉5（654）年10月壬子条には

天皇崩于正寝，仍起殯於南庭，以小山上百舌鳥土師連土徳主殯宮之事とあって、天皇が正寝に崩じたことを伝えているのが唯一の記事である。ただし殯は南庭に起てられており、伝統的儀礼の方式に則していることは、前期難波宮の内裏の限界を示すものであろう。

(附・八角殿院)

内裏南門の東西に配置された八角形建物の性格については諸説が提示されているが、ここでは南門の規模と並んで両建物の規模が巨大であることを指摘するにとどめておきたい。宮室中心部を荘厳するための設計にもとづくものであろうが、全体の均衡を破る過大な誇示は孝徳朝の時代相をあらわす

ものであろう。

注

- (1) 紀・雄略即位前紀11月甲子条に
天皇命有司設壇於泊瀨朝倉即天皇位，遂定宮焉，
同・清寧元年正月壬子条に
命有司，設壇場於磐余甕栗陟天皇位，遂定宮焉，
同・武烈即位前紀12月条に
於是太子命有司設壇場於泊瀨列城，陟天皇位，遂定都焉，
同・天武2年2月癸未条に
天皇命有司，設壇場即帝位於飛鳥淨御原宮，
とある。
- (2) 和田萃「タカミクラ朝賀・即位式をめぐって」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上)
- (3) 紀・推古11年12月壬申条に
始行冠位，大徳……，小智，并十二階，並以当色純縫之，頂撮総如囊，而著縁焉，唯元日著髻華，
とある。
- (4) 紀・天智9年正月辛己(7日)条に
詔士大夫等大射宮門内，
同・天武4年正月壬戌(17日)条に
公卿大夫及百寮諸人，初位以上，射于西門庭，
同・天武5年正月乙卯(16日)条に
置祿射于西門庭，中的者則給祿有差，
同・天武6年正月庚辰(17日)条に
射于南門，
同・天武7年正月甲戌(17日)条に
射于南門，
同・天武8年正月己亥(18日)条に
射于西門，
同・天武9年正月癸巳条に
親王以下至于小建，射南門，
同・天武10年正月丁亥条に
親王以下小建以上射于朝廷，
同・天武13年正月丙午(23日)条に
天皇御于東庭，群卿侍之，時召能射人，及侏儒，左右舍人等射之，
同・持統8年正月条に
辛丑(17日)，五位以上射，壬寅(18日)，六位以下射，四日而畢，
同・持統9年正月丙申(17日)条に
射，四日而畢，
同・持統10年正月辛酉(18日)条に
公卿百寮射於南門，
とある。
- (5) 紀・推古12年4月戊辰条。
- (6) 新川登龜男「小墾田宮の匍匐礼」(『日本歴史』458)

- (7) 紀・推古16年8月壬子条に
召唐客於朝廷，令奏使旨……，於是，大唐之國信物置於庭中，時使主裴世清親持書，兩度再拜言上使旨而立之，
同・推古18年10月丁酉条に
客等拜朝庭……，共引以自南門之立于庭中，時大伴咋連，……，共自位起之進伏于庭，於是，兩國客等各再拜以奏使旨，
- (8) 新川登龜男，前掲論文
- (9) 鍋田一「六・七世紀の賓礼に関する覚書」(瀧川政次郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』)
- (10) 武田佐知子「儀礼と衣服」(『日本の古代7 まつりごとの展開』)
- (11) 紀・推古14年4月戊午条に
自是年初每寺，四月八日，七月十五日設齋，
とある。
- (12) 紀・欽明32年8月丙子朔条に
新羅弔使未叱子失消等奉哀於殯，
同・齊明7年11月戊戌条に
以天皇喪殯于飛鳥川原，自此發哀至九日，
同・天智6年2月戊午条に
合葬天豐財重日足姬天皇与間人皇女於小市岡上陵，是日，以皇孫大田皇女葬於陵前之墓，高麗，百濟，新羅皆奉哀於御路，
同・天武元年3月乙酉条に
遺内小七位阿曇連稻敷於筑紫，告天皇喪於郭務棕等，於是，郭務棕等咸著喪服三遍拳哀，向東稽首，
同・天武7年4月庚子条に
葬十市皇女於赤穗，天皇臨之降恩以發哀，
同・天武9年7月戊条に
納言兼宮内卿五位舍人王病之臨死，則遺高市皇子而訊之，明日卒，天皇大驚，乃遺高市皇子，川嶋皇子，因以臨殯哭之，百寮者從而發哀
同・天武朱鳥元年9月条に
戊申，始發哀，則起殯宮於南庭，辛酉，殯于南庭，即發哀，
乙丑，諸僧尼亦哭於殯庭，
丙寅，僧尼亦發哀
丁卯，僧尼發哀之
紀・持統元年正月条に
丙寅朔，皇太子率公卿百寮人等適殯，而慟哭焉……，衆庶發哀，次梵衆發哀……，膳部，采女等發哀，
庚午，皇太子率公卿百寮人等適殯宮而慟哭焉，梵衆隨而發哀，
同・持統元年5月乙酉条に
皇太子率公卿百寮人等適殯宮而慟哭焉，
同・持統元年8月丁酉条に
京城耆老男女，皆臨慟哭於橋西，
同・持統元年9月甲申条に
筑紫大宰便告天皇崩霜林等，即日，霜林等皆著喪服東向三拜，三發哭焉
同・持統2年正月条に
庚申朔，皇太子率公卿百寮人等，適殯宮而慟哭焉，
辛酉，梵衆發哀於殯宮，

壬午，以天皇崩奉宣新羅金霜林等，金霜林等乃三發哭，
同・持統2年11月戊午条に
皇太子率公卿百寮人等与諸蕃賓客，適殯宮而慟哭焉，
とある。

- (13) 中屋芳治『難波京』
中屋芳治「古代の都」(『古代史複元3 古代の宮殿と寺院』)
植木久「大和への玄関―難波津(新版『古代の日本 近畿II』)
- (14) 鍋田一「都城と儀礼」(II)(『明治大学社会科学研究所紀要』第26集)
- (15) 中屋芳治 前掲著書
- (16) 岸俊男「難波宮の系譜」(『京都大学文学部研究紀要』17)
岸俊男「難波の都城・宮室」(『難波宮と日本古代国家』)
- (17) 鬼頭清明「日本における大極殿の成立」(井上光貞博士還暦記念『古代史論叢』中)

(なべた はじめ)